

第9期（令和6（2024）～8（2026）年度）介護保険料所得段階

令和6年3月6日
厚生委員会資料

所得段階	第8期	第9期	基準月額(※1) 6,600円		R6被保険者数 推計(人)
	要件 (※2)	要件 (※2)	月額 年額	軽減後 保険料額 (※3)	
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税 非課税世帯、生活保護受給者等	同左	2,875 34,500	1,750 21,000	894
第2段階	住民税非課税世帯で課税年金 収入額と合計所得金額の合計額が80 万円以下の方	同左	2,875 34,500	1,750 21,000	4,414
第3段階	住民税非課税世帯で課税年金 収入額と合計所得金額の合計額が120 万円以下の方	同左	3,866 46,400	2,500 30,000	2,163
第4段階	住民税非課税世帯で第1、第2、 第3段階に該当しない方	同左	4,033 48,400	3,875 46,500	2,018
第5段階	住民税課税世帯に所属し本人非課税 で課税年金収入額と合計所得金額の 合計額が80万円以下の方	同左	5,000 60,000	－	3,934
第6段階	住民税課税世帯に所属し本人 非課税で第5段階に該当しない方	同左	5,616 67,400	－	3,304
第7段階	住民税課税で合計所得金額 125万円未満の方	同左	6,558 78,700	－	3,343
第8段階	住民税課税で合計所得金額 125万円以上160万円未満の方	同左	7,525 90,300	－	2,122
第9段階	住民税課税で合計所得金額 160万円以上210万円未満の方	同左	7,691 92,300	－	2,505
第10段階	住民税課税で合計所得金額 210万円以上220万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 210万円以上320万円未満の方	9,108 109,300	－	3,262
第11段階	住民税課税で合計所得金額 220万円以上320万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 320万円以上420万円未満の方	10,300 123,600	－	1,754
第12段階	住民税課税で合計所得金額 320万円以上400万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 420万円以上520万円未満の方	12,150 145,800	－	1,043
第13段階	住民税課税で合計所得金額 400万円以上600万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 520万円以上620万円未満の方	12,675 152,100	－	636
第14段階	住民税課税で合計所得金額 600万円以上800万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 620万円以上720万円未満の方	14,791 177,500	－	415
第15段階	住民税課税で合計所得金額 800万円以上1,000万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 720万円以上1,000万円未満の方	15,316 183,800	－	735
第16段階	住民税課税で合計所得金額 1,000万円以上1,500万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 1,000万円以上2,000万円未満の方	18,616 223,400	－	941
第17段階	住民税課税で合計所得金額 1,500万円以上2,000万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 2,000万円以上3,000万円未満の方	20,600 247,200	－	263
第18段階	住民税課税で合計所得金額 2,000万円以上3,000万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 3,000万円以上5,000万円未満の方	22,575 270,900	－	185
第19段階	住民税課税で合計所得金額 3,000万円以上5,000万円未満の方	住民税課税で合計所得金額 5,000万円以上1億円未満の方	24,091 289,100	－	123
第20段階	住民税課税で合計所得金額 5,000万円以上の方	住民税課税で合計所得金額 1億円以上の方	25,416 305,000	－	92

第8期と同額に据え置き

※1 基準月額とは、計画期間中の保険料収納必要額を、所得補正した被保険者見込数で除して、月額に換算した金額です。

そのため、必ずしもいずれかの段階にあてはまるものではありません。

本市においては、第7段階と第8段階の間に位置しています。

※2 介護保険料の算定に用いる合計所得金額は、「分離課税所得にかかる長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」及び「低未利用土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除」を控除した後の金額となります。

あわせて、第2段階から第6段階までの合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得金額」を控除した後の金額となります。

※3 軽減後保険料額は、第1段階～第4段階の軽減が実施された後の金額を示しています。